

我が国の高等学校政策に関する考察（1）

—神奈川県の公立高等学校百校新設計画を題材として—

加藤 誠之¹

（¹高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門）

A Study on Japan's High School Policy (1) : Taking Kanagawa Prefecture's "100 Public High Schools Establishing Plan" as an Example

Masayuki Kato¹

¹ Kochi University, Research and Education Faculty, Humanities and Social Science Cluster,
Education Unit

Abstract : Japan's national high school policy after WW II has changed from full-enrollment of applicants to selection of qualified students. However, local education administrations tried to accept as many students as possible. One of the typical examples of this attempt is Kanagawa Prefecture's "100 Public High Schools Establishing plan". This plan has substantively guaranteed junior high school students the chance to enter public high schools. However, this plan led to the de facto broad school district system, caused the competition between public high schools, and established the hierarchical ranking of public high schools.

キーワード : 公立高等学校, 神奈川県, 百校新設計画, 学区制

Keyword : public high school, Kanagawa Prefecture, 100 Public High School Establishing Plan,
school district system

第1章 はじめに—神奈川県公立高等学校百校新設計画（百校計画）について—

第1節 新制高等学校に係る希望者全入主義

旧文部省は終戦直後、新制高等学校については希望者全入主義¹を採っていた。例えば、同省学校教育局は「新制学校制度実施準備に関する件」（昭和22年2月17日発学第63号）に記載されている「新制学校制度実施準備の案内」（文部省学校教育局）で「高等学校は、希望する者全部を収容するに足るように将来拡充して行くべきであり、その計画は、高等学校において修学を希望する者の数を調査する等合理的な基礎の上に立つて行われるべきものである」、「希望者全部の入学できることが理想であるから、都道府県及び市町村等は高等学校の設置に対して努力してほしい」と述べている²。ただし、同省は入学者選抜を完全に放棄していたわけではなかった。例えば、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）³は、当初は以下のとおり定めていた。

第五十九条 高等学校の入学は、校長がこれを許可する。

入学志願者が、入学定員を超過した場合には、入学試験を行うことができる。

また、「昭和二十三年度新制高等学校入学者選抜について」（昭和23年2月4日発学52号）⁴は以下のとおり定めていた。

- 一、一般の新制中学校から新制高等学校への入学を志望するものについては、調査した数に基いて、そのなるべく多くを収容できるように教室の能率的使用等に充分の意を用いること。
- 二、志望者数が収容可能数を超える場合には、入学者の選抜を行う。その場合入学者の選抜は以下に示す要領に基いて実施すること。

ここで言う「以下に示す要領」に当たる「新制高等学校入学者選抜要領」⁵は以下のとおり定めている。

- 一、新制高等学校においては、選抜のための如何なる検査をも行わず、新制中学校よりの報告書に基いて選抜する。

更に、「新制中学校・新制高等学校『望ましい運営の指針』」（文部省学校教育局昭和24年4月10日）⁶は、「第十四 入学者の選抜」で以下のとおり述べている⁷。

新制高等学校は、入学者の選抜はそれ自体望ましいものであるという考えをいつまでももってはいならない。入学希望者をできるだけ多く、全日制か定時制のどちらかに収容することが、結局のところ望ましいことなのである。新制高等学校は、その収容力の最大限度まで、国家の全青年に奉仕すべきものである。これまで一部の人々は新制高等学校は、社会的経済的および知的に恵まれたものからよりぬいた者のためにのみ存在するきわめて独善的な学校であるべきだと実際に信じていたが、学校の教師・校長または教育委員会の委員や教育長が理論的にも実際的にもこの考えに同意するようではいけない。選抜をしなければならない場合も、これはそれ自体として望ましいことでなく、

やむをえない害悪であって、経済が復興して新制高等学校で学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものであると考えなければならない。

第2節 新制高等学校に係る適格者主義

しかし、文部省は1954年「公立高等学校の入学者選抜について」（文部省初等中等教育局長発昭和29年8月2日文初中第439号）⁸を発出し、その別紙「公立高等学校入学者選抜方法要項」で以下のとおり定めている（下線は引用者）。

- 一 高等学校は、高等学校教育の普及およびその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし心身に異常があり、修学に堪えないと認められる者は、除くことができる。
- 二、入学者が募集人員を超過し、入学者選抜のために学力検査の必要がある場合は、志願者に対し、これを行うことができる。

更に、同省は1956年、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（昭和31年9月27日文部省令第23号）⁹で、学校教育法施行規則第59条に以下の項を加えている。

前項の選抜〔引用者注：入学志願者が入学定員を超過した場合に行うことができる入学試験〕を行うにあたっては…（中略）…選抜のための学力検査…（中略）…の成績を資料としなければならない。

また、文部省は1963年「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和38年8月23日文初中第340号）¹⁰で以下のとおり述べている。

高等学校の入学は、入学志願者数が入学定員を超過すると否とにかかわらず、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行なう入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可するものとした（後略）…。

更に、文部省はこの文書で、以下のとおり述べている。

この改正は、高等学校入学者選抜の実施状況等にかんがみ、高等学校の入学は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行なう入学者の選抜に基づいて許可するものである旨を明確に規定したものである。すなわち、高等学校の入学は、高等学校の目的に照らして、心身に異常があり修学に堪えないと認められる者その他高等学校の教育課程を履修できる見込のない者でないかどうかを判定して許可するものであるという趣旨を明らかにしたものである。

更に、文部省はこの文書と同じ日付で「公立高等学校の入学者選抜について」（昭和38年8月23日文初中第341号）¹¹を発出し、その別紙「公立高等学校入学者選抜要項」で以下のとおり定めている。

高等学校は、高等学校教育の普及およびその機会均等の精神にのっとり志願者のなるべく多数を入学させることが望ましいが、高等学校の目的に照らして、心身に異常があり修学に堪えないと認められる者その他高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当でない。

高等学校の入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なうものとする。

文部省は1963年の段階で、いわゆる適格者主義¹²に方針転換したのである。

第3節 希望者全入主義の継承としての百校計画

ただし、大脇康弘によれば、地方教育行政当局は上記の方針転換後も「入学志願率の上昇に対応するように収容定員を拡大して進学者を受け入れてきた」¹³。この取組みの一例が1973年～1987年に神奈川県で行われた公立高等学校百校新設計画（以下「百校計画」とする）である¹⁴。本稿では各種史料による百校計画の検討を通じ、希望者全入主義の趣旨を今日の学校で実現していく上でいかなる課題が残されているかを考察していく。

第2章 百校計画の概要

第1節 新総合計画と百校計画

『伸びゆけ若者たち』は、1960年代の状況について以下のとおり述べている¹⁵。

第1次ベビーブームによる短期的な高校生徒の急増がちょうどピークを越えた昭和四十二年ごろ、既に、小・中学校在籍児童生徒数の状況などから、将来的に中学卒業者がふたたび増加する傾向が明らかになっていました。当時、我が国は、高度経済成長の時代にあり、本県 [= 神奈川県] では、県外からの若年労働者を中心とした生産年齢人口の流入による人口の急激な増加現象が進行しており、それがやがて結婚適齢期を迎えることや、第一次ベビーブームの年齢層が結婚適齢期に入ることなどから、出生数が長期的に増加し、それに伴って学齢人口も増加していくものと予測されていました。

神奈川県では以上の事情により、第三次総合計画（初年度1965年度～目標年度1975年度）¹⁶で高等学校増設が進められた。1965年に刊行された神奈川県『第三次総合計画』には、1964年度に県立普通科高等学校36校（全日制36校、定時制0校）・同職業科高等学校21校（全日制17校、定時制4校）であったところ、1975年度までに県立普通科高等学校4校（全日制1校、定時制3校）・同職業科高等学校13校（全日制8校、定時制5校）を増設し、県立普通科高等学校40校（全日制37校、定時制3校）・県立職業科高等学校34校（全日制25校、定時制9校）とする計画が記載されている¹⁷。

なお、第三次総合計画は1969年に改定されている¹⁸。同年に刊行された神奈川県『第三次総合計画（改定版）』には、1968年度に県立普通科高等学校40校（全日制40校、定時制0校）・同職業科高等学校25校（全日制18校、定時制7校）であったところ、1975年度までに県立普通科高等学校7校（全日制4校、定時制3校）・同職業科高等学校8校（全日制7校、定時制1校）を増設し、県立普通科高等学校47校（全日制44校、

定時制 3 校)・同職業科高等学校 33 校(全日制 25 校, 定時制 8 校)とする計画が記載されている¹⁹。なお、『伸びゆけ若者たち』には、以下の記述が見受けられる²⁰。

…(前略)昭和三十九年に策定された県の第三次総合計画(計画期間 昭和四十三年～昭和五十年)に高校十四校新設計画が位置づけられました。/この計画は、昭和五十年までと期間的限定はありましたが、昭和四十年代後半からの中学校卒業者の増加と高校進学率の上昇という動向を踏まえていること、一部計画期間が百校計画と重なっていることなどから、いわば百校計画の端緒といえるものでした。

高校 14 校新設計画は、1972 年度～1975 年度に全日制高等学校 14 校(普通科 8 校, 職業科 6 校)を新設する計画であった²¹。この計画は 1973 年度までに普通科 4 校, 職業科 2 校の新設を達成し、新総合計画(基本計画:初年度 1973 年度～目標年度 1985 年度, 整備計画:初年度 1973 年度～目標年度 1980 年度)²²の百校計画に引き継がれた²³。

1973 年に刊行された神奈川県『神奈川県新総合計画』の「基本計画」には、「児童・生徒の急激な増加等により急増する高等学校進学希望者に対し、社会の要請および生徒の実態に応じた適切な就学の機会を拡充するため、公立高等学校の積極的な新設を推進する」、「開発の著しい本県においては、用地の積極的な先行取得が肝要であるので、用地の選定確保などについて、市町村その他の関係機関に協力を働きかける」と記されている²⁴。また、同書の「整備計画」には「高等学校進学希望者の増加に対応して昭和 55 年度までに 60 校の高等学校を新設する」、「原則として公立高等学校通学区域を単位として適正な配置を考慮し、年次計画に基づいて県立高等学校を新設する」、「適切な教育水準の確保をはかるため、教育条件の整備にも十分配慮する」と記されている²⁵。更に、同書は「整備計画」で以下の表(表①)を掲示している²⁶。これが百校計画の本体である。

表① 百校計画の本体

事業名・区分	事業主体	全体計画	前期計画
県立高等学校の新設	県	60 校	20 校

事業名・区分	事業主体	全体計画	前期計画
県立高等学校用地の確保	県	100 校分	60 校分

なお、『伸びゆけ若者たち』によれば表②²⁷に挙げるとおり、神奈川県の中学校卒業者は 1972 年度には約 5 万 6 千人(実績)であったところ、1980 年度には約 9 万 4 千人(推計)、1985 年度には約 12 万人(推計)になると予測されていた²⁸。また、「全日制高等学校進学率(含む高専)」も 1972 年度には 90.4%(実績)であったところ、1985 年度には 95.0%(予測)になると予測されていた²⁹。百校計画では、ここから 1985 年度に「新設を要する定員」を 57,363 名と推計し、1 学級を 45 名として 1,275 学級を増設すると想定し、1 学年 12 学級として 100 校新設を計画したのである³⁰。

表② 新総合計画における百校計画の基本的与件

区分		47年度 (実績)	55年度 (推計)	60年度 (推計)	備考
公立中学校卒業生数	A	56,054人	93,699人	120,277人	
全日制高校進学率 (含む高専)	B	90.4%	95.0%	95.0%	昭和52年以降, 全日制 95.0%, 定時制1%
全日制高校進学者	C	50,657人	88,986人	114,263人	
〃 (県外公私立高専)	D	6,583人	6,800人	6,800人	県外公私立進学者 6,600 人, 高専 200人 (昭和48 年3月実績)
〃 (県内私立)	E	18,466人	22,200人	22,200人	私立高入学定員 30,600人 (県外から2,600人, 私立 中から5,800人, 公立中か ら22,200人)
〃 (既設公立高校)	F	25,628人	28,400人	28,400人	既設校の学級造に伴う定員 増を含む
新設を要する定員	G		32,086人	57,363人	$G=C-D-E-F+500$ 人 (国 立, 私立, 県外中等からの 進学者)

第2節 新神奈川計画と百校計画

その後、神奈川県では、1978年に新神奈川計画（基本計画：初年度1978年度～目標年度1985年度，実施計画：初年度：1978年度～目標年度1982年度）が策定された³¹。同計画の実施計画書には県立高等学校42校を新設する計画が記載されている³²。同計画の第1回改定実施計画（初年度1980年度～目標年度1984年度，以下「改定実施計画」とする）³³では計画進学率を91%に設定する³⁴と共に、1973年以降新設された50校に加え、39校を新設することとした³⁵。同計画の第2回改定実施計画（初年度1983年度～目標年度1987年度，以下「再改定実施計画」とする）³⁶では1983年度に17校、1984年度～1987年度に18校の計35校を新設し、1973年度～1987年度で100校新設を達成することとした³⁷。『伸びゆけ若者たち』の記述は、「昭和六十二年四月に開校する五校で百校すべてが開校することになり、十余年にわたり県政の最重点施策の一つとして推進してきたこの計画もいよいよ達成されることになりました」というところで終わる³⁸。

第3節 百校計画に見る普通科高等学校志向

なお、1970年代前半は神奈川県でも普通科高等学校への志向が強く、百校計画でも新設100校のうち99校は普通科であった³⁹。神奈川県議会は1971年に蔵原年光議長名で神奈川県知事及び神奈川県教育委員会委員長あてに以下の意見書を提出している⁴⁰。

県立普通高校の増設に関する意見書

本県における最近の高校進学率は非常に高く、年間20万人を超える県人口の増加とあいまって、ますます高等学校施設の整備充実が望まれるところである。なかでも、普通高

校進学希望者は、ここ数年来、各種職業高校のそれに比べ、圧倒的に多く、特に人口急増地区における普通高校増設は、地域住民の熱望するところとなっている。／よって県当局は、これら実情を的確には握され、全県の立場から高校新設計画にあたっては、職業高校も含め抜本的に検討し、県立高校の適正な配置に特段の努力をされるよう強く要望する。／以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

また、小野芳枝は「神奈川県の高校増設運動」で以下のとおり述べている⁴¹。

鎌倉に住む私たちが目ざめ始めたのは、一九七二年の夏、間もなく夏休みに入る頃であった。鎌倉の腰越小・中 PTA の母親たちが署名用紙を持って、あちこちの市民団体によびかけていた。「来年おとなりの藤沢市に県立工業高校ができます。でも、いま工業高校では将来の進路が限られてしまうので、希望者は少ない。みんな普通高校にゆきたがっているのになぜ高価な設備の要る工業高校を作るのでしょうか。工業高校でなく普通高校にしてもらいましょう。」たしかそういう趣旨であったと思う… (中略) …結果的には、各市教育長、校長会長、PTA 連合会長で構成されている進路指導対策協議会があわて、横合いから提出した「藤沢工業高校はそのまゝ開校させ、同時に普通高校をもう一校開校させよ。」という県にとっての助け舟とも言える請願が採択され… (中略) …母親たちの願いは否決されてしまったのだが、実はこの時、同じ趣旨の請願を藤沢で十八もの団体が出している事を知ったのだった (下線は引用者)。

第 3 章 百校計画の帰結

第 1 節 公立高等学校に係る通学区の大学区化

八木敏行 (元神奈川県教育長) は百校計画について以下のとおり述べている⁴²。

高校百校論が出てくる背景には、当時随分教育委員会の中でも議論があったんですよ。要するに、それ以前は高校進学率が七四、五%だったのが高校百校計画で九〇%にするということになると、県立高校のレベルダウンにつながるんじゃないかというわけです。… (中略) …しかし… (中略) …高校というのは、国民的教育機関になりつつある。かつての旧制中学のような一部の子供が行くのではなくて、大部分の子供が行くような教育機関に時代のすう勢としてなっていくだろう。それからもう一つは希望する子供には進学のを確保する必要があるだろう。そこで… (中略) 大体すう勢として九〇%前後をめどに置いたわけです… (中略) …少なくとも学びたいという子供に対しては、門戸を開放していくのが一番いいんじゃないだろうか。そういう方向で… (中略) …高校全入論ではないけれども、希望する子供たちに対して門戸を開放するというオープン・ドア・ポリシーをとったわけです。こういう方向は神奈川県が初めてじゃないでしょうか。

確かに、百校計画は高校生急増期に「学びたいという子供」に「門戸を開放していく」上で有効であった。しかし、同計画は、神奈川県の高学校教育に負の影響も及ぼした。例えば、神奈川県公立高等学校 (全日制普通科) の通学区は、1950 年度～1962 年度は 19 学区 (横浜市内については小学区)、1963 年度～1980 年度は 9 学区 (横浜市内は小学区を改めて 3 学区に改編) であり、百校計画が始まった後も 9 学区のまま据え置かれ、

1981年度以降に16学区に改編された⁴³。読売新聞社横浜支局編『公立 or 私立 神奈川の教育を考える』（以下『公立 or 私立』とする）によれば、百校計画の企画に当たったメンバーの一人は以下のとおり語っている⁴⁴。

生徒の質の問題は、入試選抜制度とかかわってきます。だから新設校建設にあたっては①現在の学区を維持する②全日制普通科とする③男女共学制とする基本方針を決めたわけです（下線部は引用者）。

このことは百校計画による公立高等学校の増加と相まって、神奈川県内の公立高等学校の通学区の大学区化を招いた。小川眞平はこのことについて以下のとおり述べている⁴⁵。

…（前略）1973年から始まった百校計画の推進が、その過程で各学区内の高校数増加にともなう学区是正（分割・再編成）を行わなかった結果、それまでの中学区を漸次大学区へと改変させていくことになった。／81年度になって、やっと、63年以来18年間固定されてきた9学区が16学区へと分割再編されたが、その後も継続的・計画的な学区是正措置がなされないために、大半が大学区のままに据え置かれている（後略）…。

第2節 「課題集中校」の発生

我が国の新制高等学校は、もともと小学区制を基本理念としていた。文部省『学制百年史』は、我が国の戦後の新制高等学校発足時の事情について以下のとおり述べている⁴⁶。

新制高等学校の発足に当たって、三つの原則が総司令部から強く主張された。それは学区制、男女共学制および総合制の原則である。学区制は旧制の中学校、高等女学校や中学校、実業学校の間格差を是正し教育の民主化および機会均等の理念を実現しおよび高等学校の普及を図る趣旨によるものであった。そのため、公立の高等学校の平準化、地域性を図るため都道府県教育委員会に学区制を定める権限が与えられた（旧教育委員会法）。

公立高等学校の小学区制は、学校間格差の解消を目指す制度であった。逆に、公立高等学校の大学区制は、学校間格差を容認する制度である。神奈川県でも公立高等学校の大学区化は学校間格差を発生させて高等学校の序列化を引き起こし、下位の高等学校の「課題集中校」化を招いた。例えば、^{キムチヤンジョン}金賛汀は1986年に刊行した著作で、神奈川県高等学校教職員組合の研修会に招かれて話した内容を以下のとおり記述している⁴⁷。

私の臨席にいた県立工業高校の山本教諭（以下、登場人物は新聞で公表された人以外は全員仮名）が話しかけてきた。／「キムさん、私の高校では今年五〇人ほどの生徒が中途退学していきました。毎年毎年、大量の生徒が中途退学していくので気持ちが減入ります。学校を退学した生徒たちがどうしているかと思うと……」／「先生の学校は神奈川県でも中途退学は多い方ですか」／「ええ、多い方です。職業科高校というのはどこも多いですよ。一もっとも最近では、普通科高校でも多い学校が増えています」／「職業科高校よりも多いのですか」／「ええ。嫌な呼び方ですが『底辺校』と呼ばれている新設の普通科高校です」／「横浜市内にも多いんですか」／「多いですよ。横浜市は六

つの高校受験学区に区別されていますが、各地域ごとに必ず『底辺校』があって、職業科高校より多くの退学者を出しています」／「どこの高校なんですか」／「そうですね……磯子高校とか田奈高校などは一〇〇名以上の中途退学者を出しているようですね」／「一〇〇名以上ですか」／「ええ、そうですね。嫌になってしまいますよ。教師やってるの…」／私と山本教諭の話を聞いていた臨席の教師も話に加わった。／「キムさん、磯子高校は一九八四～八五年度の退学者は一四〇名、全校生徒の九％に達すると聞いていますが、多分、神奈川県内の公立高校で最大の中途退学者を出したと思いますよ。うちも三〇人ほどの退学者がいますが、それにしても一四〇人というのは多いですね。異常事態だと言えます」（後略）…

金は 1987 年に『朝日ジャーナル』に掲載した記事でも、神奈川県立向の丘工業高等学校定時制課程が「毎年、多くの中退者を出しており、今年三月末の中途退学率は全生徒数の二八％に達したという」、「それも、一年生は入学時の一〇三人が四四人も中途退学しており、実に四二％の退学率になるという」と述べている⁴⁸。また、神奈川県立柿生西高等学校教諭浜崎美保は 2000 年に開催されたシンポジウムで以下のとおり述べている⁴⁹。

…（前略）柿生西高校は…（中略）…県下でも有数の“底辺校”とか“課題集中校”とか言われる学校で、教師の目から見て指導が大変な生徒がたくさんいる学校です。／例えば、茶髪・ピアスは多いです、校舎内を土足で歩いたり、私服で登校して来たりする生徒もいます。授業中も廊下において授業に出ない、いわゆる“廊下組”というふうに言われる生徒も少なくありません。昨年春赴任早々、すごくびっくりしたのは、校門の外に売店があるのですが、売店の前の地べたに座り込んでカップラーメンを啜るたくさん生徒たちを見たときのこと。もちろん授業中のことです（後略）…。

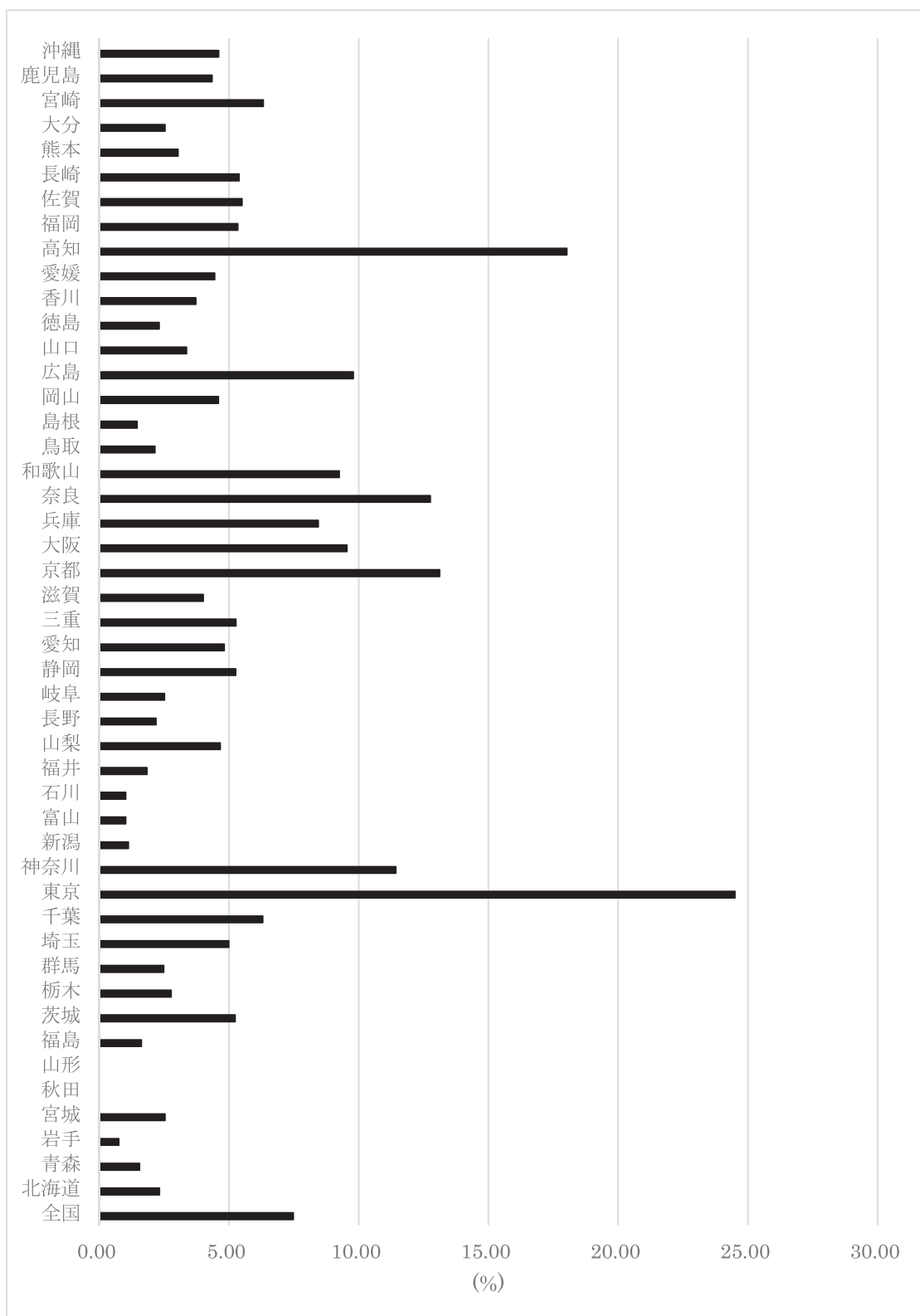
第 3 節 私立高等学校への流出

以上のことは神奈川県内の公立高等学校への信頼を損ね、1980 年代以降、私立中学校・高等学校志向を強めた。『公立 or 私立』はこのことについて以下のとおり述べている⁵⁰。

横浜市港北区日吉本町の市立日吉台小（市川俊一校長）。〔昭和〕五十七年春百四十九人が卒業したが、うち四分の一の三十六人が有名国立、私立中へ進んだ。四クラスのうち一クラス文が消えた勘定になる…（中略）…日吉地区と言え、横浜市内でも教育への関心が高いところとして知られている。日吉台小の市川校長は「ほとんどの児童が、塾に通っているんじゃないでしょうか。実際、この地域では、正確な人数はつかないませんが、日吉台小には通わず、東京などの私立小に通っているお子さんも結構多いようです。四分の一が私立中に進学しましたが、これは率としてそれほど高い数字ではないと思います」と、私立志向が一般的になっていることを認めている。

なお、2019 年度における各都道府県の中学生、義務教育学校 7 年生～9 年生及び中等教育学校前期課程在学生のうち、私立学校に在学する者の割合は以下のとおりである（グラフ①参照）⁵¹。これによれば、当該割合の高い都道府県は①東京都（24.5%）②高知県（18.0%）③京都府（13.1%）④奈良県（12.8%）⑤神奈川県（11.4%）である。今日の神奈川県は、明らかに私学優位県になっているのである。

グラフ① 2019年度の各都道府県の中中学生，義務教育学校7年生～9年生及び中等教育学校前期課程在学学生のうち，私立学校に在学する者の割合



第4章 補論：公立進学校への越境入学－埼玉県浦和市を例として－

ここまでの論述によれば、以下のとおり言えると考えられる。神奈川県は、確かに、同県の中学生の高等学校進学を実態的に保証した。しかし、同計画は事実上の大学区制を温存して公立高等学校間の格差を容認し、一部の公立高等学校の「課題集中校」化を来し、公立学校への信頼を低下させて私立高等学校への流出を招いたのである。

高等学校への進学も、生徒個人の社会的上昇を主な動機としている。中学生及び保護者にとって、上級学校への進学に有利な高等学校を志望することは当然であり、こうした高等学校に進学するためには、時として脱法的な越境入学も敢行するのである。

例えば、埼玉県浦和市（現さいたま市）は公立の名門高等学校として知られる埼玉県立浦和高等学校を擁し、同校への進学を希望する児童・生徒とその保護者による越境入学の多発地域であった。朝日新聞 1977年4月15日の紙面には、「浦和市の越境締め出しに抗議して、同市立岸中への学籍の復活を求めている越境生十三人と父母二十五人は十四日、浦和市と市教委を相手どり、転校処分の取り消しの行政訴訟を起こし、あわせて本訴確定までの間転校処分の執行停止を申請した」という記事が掲載されている。本件は、浦和地方法院に係る行政処分執行停止申請事件（事件番号：昭和52（行ク）3）である。本件については1977年4月30日に同裁判所で判決が下されており⁵²、この判決に添付されている「申請の理由に対する答弁」には以下のとおり記されている⁵³。

越境問題については、浦和市教育委員会の厳重な防止対策・指導にもかかわらず、近接他市等からの違法な区域外就学児童・生徒（以下「越境児童等」という。）が跡を絶たない状況である。昨年度において浦和市立小・中学校四十七校を通じての越境児童等は、推定一七〇〇人程度と見込まれていた。このうち市域の中心部に位置する浦和市立高砂小学校（以下「高砂小」という。）及び同校の在校生が進学する浦和市立岸中学校（以下「岸中」という。）における越境児童等の状況は、次のとおりであった。

学校名	在校児童・生徒数	越境児童等	越境割合
高砂小	一六五八人	約四四〇人	二六．五%
岸中	一〇五五人	約四六〇人	四三．三%

であり、誠に驚くべき状況であった。両校とも市街地の中心である商業地域を学区としており、統計的にも学区内の人口はここ十余年の間減少傾向を示しているにもかかわらず、児童・生徒の数だけは年々増え、昭和五十年四月において高砂小の場合、保有する特別教室七室のうち五室を普通教室として転用し、児童増に対処したという全く異常な事態をむかえた。このため正常な教育環境を維持するため地域住民・PTA等から越境児童等に対する是正対策を早急に講ぜられたい旨再三にわたり指摘・要望されていた。勿論これらの越境児童等は浦和市内の他校或いは他市町村においても見うけられるところであるが、このように多数が特定校に集中している例は全国的にも極めて希である。本市の場合、小学校一校を新設するのに用地費を含め約二十億円を要しており、たとえ住民登録を浦和市にしているとはいえ、そこに居住事実がなく他市等から通学している多くの越境児童等を知りつつこの状態を放置していることは、法的にもかつ住民感情としても許されることではない。加えてこれらの越境行為の是正についてはすでに多くの文

部省通達が出されており、教育及び財政上においても次に掲げるような弊害が各方面から指摘されているところである。

(一) 義務教育では地域社会を十分に理解することが基本であり、それによつて地域を愛し、望ましい人間関係を生じることとなつて、教育の目指す人間性豊かな児童・生徒が育成される。従つて住所と学校の地域が異なることにはこの基本において問題がある。

(二) 通学区域外への学校へ通学していることが近隣の児童・生徒との交友関係を疎遠にし、次第に排他的となつたり、または逆に閉鎖的となつてしまうことが考えられる。

(三) 通学途上における非行への誘惑の機会が多く、教師や保護者の指導の目が届きにくい。問題が生じて、遠距離のため教師による保護者の面接指導が困難である。

(四) 通学によるエネルギーの消耗が多く、体育的部活動が不十分になつたり、家庭学習の時間が不足しがちで心神の調和のとれた発達という点でも一考を要する。

(五) 地域ごとのグループによる諸活動や社会体育等においても、地域社会への意識が低くその活動への参加が消極的となつて少年時代に身につけるべき健全なる心身の発達が遅滞しがちである。

(六) 学校施設、特に校舎建設の場合、その規模はその校の将来の児童・生徒数及びその推計により決定され、その財源となる国庫補助・起債等も同様児童・生徒数及びその推計数如何によるものであり、この把握が出来ないと学校建設上大いに支障となるものである。

第一次是正対策 (昭和五十年年度)

一、昭和五十一年一月、違法な区域外就学をしていると思われる児童・生徒の保護者全員に対し「実際居住地の学校に転校されたい。」旨の文書勧告を行った。

二、昭和五十一年二月、新年度小学校及び中学校に入学する児童・生徒の保護者全員に対し「住民票の空寄留等によつて希望校に入学することのないように、またこのような方法により入学し、違反事実が判明した場合は、実際の居住地の学校へ学期末等をもつて転学していただく方針であることを明確に示した」旨の文書を配布した。

第二次是正対策 (昭和五十一年年度)

一、昭和五十一年九月、市の住民登録担当部に対し、越境と思われる児童・生徒の住所の再確認及び疑義のある場合の実態調査を依頼した。

二、昭和五十一年十一月、違法な区域外就学をしていると思われる児童・生徒の保護者全員に対し、第二回目の「是正勧告」を文書で行つた。

三、昭和五十一年十二月、小学校六年生の区域外就学と思われる児童・生徒の保護者に対し本年一月二十日までに住所の是正手続きをされたい旨の是正勧告を文書で行つた。

四、昭和五十二年一月、残留保護者全員に対し、本年一月二十五日までに住所の是正手続きをされたい旨第三回目の是正勧告を文書で行つた。

五、昭和五十二年二月、新年度小学校及び中学校に入学する児童・生徒の保護者全員に対し、違法な住民登録によつて希望校に入学することのないように、また、このような行為により入学の事実が判明した場合は、その日の属する学期末をもつて転校していただく方針である旨明確に示した文書を配布した。

六、昭和五十二年三月、残留保護者全員に対し、第四回目の是正勧告を文書で行つた。

その他、一部保護者の居所を訪問し、是正方の指導を行った。

以上述べた一連の是正勧告の結果、本年三月十四日までに是正手続を完了したものは、九五〇人であった（後略）…。

第5章 おわりに

以上の例を見ても明らかなおとおり、民衆は上級学校への進学に有利な公立高等学校に子弟を進学させるためには、脱法行為も経済的負担も厭わなかったのである。公立高等学校に係る小学区制は、いずれ掘り崩される運命にあったのではないだろうか。今後の研究では、高等学校に係る学校間格差を所与の条件としつつ、すべての生徒に充実した高等学校教育を保証する方途を、現実の高等学校の調査を通じて検討していきたい。

注

- 1 本稿では大脇康弘の「希望者全入主義」及び「適格者主義」という用語を借用した。前者は「[高等学校への]進学を希望する者は全員[高等学校に]入学させるべきだとする考え方」で、後者は「高校教育を受けるに足る資質、能力、適性を持つ生徒のみを[高等学校に]入学させるべきだとする考え方」である（大脇康弘「高校進学率の推移と収容対策」、関西教育行政学会『教育行財政研究』第11巻、1984、p.97参照）。
- 2 「新制学校制度実施準備に関する件」は近代日本教育制度史料編纂会（代表・石川謙）『近代日本教育制度史料』第23巻、講談社、1957（以下『近代日本教育制度史料』第23巻と略記）、pp.239～592に収録されている。ただし、p.592には「この項未完」と記されている。
- 3 学校教育法施行規則の公布時の形は『近代日本教育制度史料』第23巻、pp.40～58に掲載されている。
- 4 この文書は近代日本教育制度史料編纂会（代表・石川謙）『近代日本教育制度史料』第26巻、講談社、1958、pp.250～252に掲載されている。
- 5 この文書は注4）で示した「昭和二十三年度新制高等学校入学選抜について」に記載されている。
- 6 この文書については、「第一 学校の組織」から「第十四 入学者の選抜」までが「戦後日本教育史料集成」編集委員会『戦後日本教育史料集成』第2巻、三一書房、1983、pp.136～153に掲載されている。
- 7 同上、p.151。
- 8 この文書は現代日本教育制度史料編集委員会（代表・石川松太郎）編『現代日本教育制度史料』第6巻、東京法令出版株式会社、1985、pp.167～169に記載されている。
- 9 この省令は現代日本教育制度史料編集委員会（代表・石川松太郎）編『現代日本教育制度史料』第9巻、東京法令出版株式会社、1985、pp.391～392に記載されている。
- 10 この文書は現代日本教育制度史料編集委員会（代表・石川松太郎）編『現代日本教育制度史料』第24巻、東京法令出版株式会社、1987（以下『現代日本教育制度史料』第24巻と記す）、pp.222～223に記載されている。
- 11 この文書は『現代日本教育制度史料』第24巻、pp.223～225に記載されている。
- 12 「適格者主義」については注1を参照されたい。
- 13 大脇、前掲論文、p.97参照。
- 14 確かに、百校計画は高校全入計画ではなかった。神奈川県知事長洲一二も、百校計画は高校全入運動とは別であると述べている（「高校百校新設計画」達成記念誌編集委員会（委員長：渥美精一）編「高校百校計画」達成記念誌『伸びゆけ若者たち—高校百校計画達成の軌跡—』（以下『伸びゆけ若者たち』と略記）、神奈川県教育長管理部総務室、1987、p.11参照）。しかし、長洲は同書で「あふれる人がないようにしようとも言ってきました」とも述べている（『伸びゆけ若者たち』、p.11参照）。本稿では、百校計画は高校全入計画ではなかったとは言え、やはり高校全入論の理念を継承する試みであったと位置づける。
- 15 『伸びゆけ若者たち』、pp.31～32。
- 16 神奈川県『第三次総合計画』、神奈川県、1965（以下『第三次総合計画』と略記）、p.2参照。
- 17 『第三次総合計画』、p.378参照。
- 18 神奈川県『第三次総合計画（改定版）』、神奈川県、1969、p.734参照。
- 19 同上、p.380参照。
- 20 『伸びゆけ若者たち』、p.32。
- 21 『伸びゆけ若者たち』、pp.32～33参照。
- 22 神奈川県『神奈川県新総合計画』（神奈川県、1973、以下『新総合計画』と略記）は「基本計画」、「整備計画」、「国への要望事項」からなっており、「基本計画」は「総論」と「各論」に分かれている。このうち「基本計画」の中表紙には「昭和48年度～60年度」、「整備計画」の中表紙には「昭和48年度～55年度」と記されている。なお、これらの中表紙にはページ番号は付されていない。また、同書の「まえがき」には「昭和60年を目標年次とする新しい総合計画を策定することとした」と記載されている。更に、「まえがき」に

続く「新総合計画について」に「整備計画は、基本計画をうけて、昭和48年度から昭和55年度までの8か
年の実施スケジュールを明らかにするための施策の体系、計画の目標および施策の内容を示した」と記され
ている。なお、「まえがき」及び「新総合計画について」にもページ番号が付されていない。

23 『伸びゆけ若者たち』, pp.32~33 参照。

24 『新総合計画』, p.84 参照。

25 同上, p.257 参照。

26 同上, pp.257~258 参照。

27 『伸びゆけ若者たち』 p.35。ただし、『伸びゆけ若者たち』では、「区分」Dの欄に「# (県内公私立高
専)」と記されている。本稿では「# (県外公私立高専)」と修正した。

28 同上, p.35 参照。

29 同上参照。

30 同上, pp.35~36 参照。

31 神奈川県『新神奈川計画』, 神奈川県, 1978, p.47 及び p.125 参照。

32 同上, p.167 参照。

33 神奈川県『新神奈川計画改定実施計画』, 神奈川県, 1980 (以下『新神奈川計画改定実施計画』と略記),
pp.1~2 参照。

34 『伸びゆけ若者たち』, p.39 参照。

35 神奈川県, 前掲書 (1980), p.49 参照。

36 神奈川県『新神奈川計画改定実施計画』, 1983, p.7 参照。

37 同上, p.89 参照。

38 『伸びゆけ若者たち』, p.31 参照。

39 神奈川県高等学校教育会館教育研究所「検証：高校改革推進計画…その1」(『ねざす』第47号, 神奈川県
高等学校教育会館教育研究所, 2011 (<http://www.edu-kana.com/kenkyu/nezasu/no47/tokusyuu8.htm>),
2020年7月24日最終確認) 参照。

40 この意見書は『伸びゆけ若者たち』 p.133 に掲載されている。

41 小野芳枝・小島達司, 「神奈川県の高校増設運動」(藤岡貞彦監修・神奈川自治体問題研究所編『新しい高
校像を求めて—神奈川県の高校進学問題—』(以下『新しい高校増を求めて』と略記), 自治体研究社,
1982, p.78。

42 『伸びゆけ若者たち』, p.13。

43 同上, pp.162~163 参照。

44 読売新聞社横浜支局編, 『公立 or 私立 神奈川県の教育を考える』, かなと出版, p.36 参照。

45 小川眞平, 「『高校全員入学』の思想と神奈川の高校百校新設計画」(『ねざす』第7号, 神奈川県高等学校
教育会館教育研究所, 1991), p.70。

46 文部省, 『学制百年史』(記述編), 帝国地方行政学会, 1972, p.727。

47 金賛汀, 『追跡 高校中退』, 講談社, 1986, pp.10~11。

48 金賛汀, 「追跡 高校中退一定時制の場合—ケーススタディ 神奈川県立・向の丘工業高校定時制」(『朝日
ジャーナル』第29巻第18号, 朝日新聞社), 1987, p.106 参照。

49 「特集：シンポジウム『17歳～高校生の生活実態と学校』」(『ねざす』第27号, 神奈川県高等学校教育会
館教育研究所), 2001, p.6 参照。

50 読売新聞社横浜支局, 前掲書, pp.39~40 参照。こうした趨勢は、当時の神奈川県教育委員会にとって予想
外だった。『公立 or 私立』はこのことについて以下のとおり述べている。「…(前略)私立高と公立高とを比
較した場合、公立高が定員総数のワクを広げる分、質の低下は免れないわけだが、当時のメンバーは「この
入試選抜制度が維持される限り、私立より公立が有利」と考えていた。／つまり、公立に優秀な生徒がやっ
てきて、入学できなかった”底辺”が私立へ—という図式は、百校建設されても変わらないと読んでいたわ
けだ。／しかし、そうした”底辺”を救っていた私立高の中で、今では各学区のトップ校以上のレベルを持
つに至った高校が出てきた。県立高が逆に”滑り止め”になったのだ」(読売新聞社横浜支局, 前掲書,
pp.37~38)。

51 グラフ④は2019年度学校基本調査のデータによって作成した。

52 この判決は、裁判所 HP>裁判例検索>行政事件裁判例集でダウンロードできる。また、判時852号45頁に
も掲載されている。『別冊ジュリスト』No.118 (教育判例百選第3版, 1992, 有斐閣)には、この判決に関
する解説(田村和之, 「越境入学者を退学させる処分に対する訴え」)が掲載されている。

53 「申請の理由に対する答弁」は、裁判所 HP>裁判例検索>行政事件裁判例集からダウンロードした判決に添
付されている。本稿での引用に際しては、読みやすくするために適宜行を空けるなど趣旨を変えない範囲で
手を加えてある。

令和2年(2020)10月14日受理

令和2年(2020)12月31日発行